

別表二付表二 税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

課税事業年度		法人名					
過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表二「13」)	税 額 控 除 額 (過去適用課税事業年度の別表二「12」)	(2)につき法第16条第9項により対象前各課税事業年度の防衛特別法人税額に加算した金額	(2)につき法第16条第8項により対象前各課税事業年度の防衛特別法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (2) + (3) - (4)	(5) > (1) の場合 税額控除不足額相当額 (((5) - (1)) 又は当初申告税額控除不足額相当額)	(1) > (5) の場合 税額控除超過額相当額 (((1) - (5)) 又は当初申告税額控除超過額相当額)
	1	2	3	4	5	6	7
・ ・	円	円	円	円	円	円	円
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
計							

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表二付表二 記載要領

- 1 この表は、通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第16条第8項又は第9項（これらの規定を同条第13項及び第14項において準用する場合を含む。次号(1)において同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。
- 2 「税 額 控 除 不 足 額 相 当 額（(5)－(1)又は当初申告税額控除不足額相当額）(6)」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 通算法人の対象課税事業年度（法第16条第8項に規定する対象課税事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について同条第10項の規定の適用を受ける場合（(2)に規定する既に修正申告等があった場合を除く。）には、「(5)－(1)又は」を消すこと。
 - (2) 既に通算法人の対象課税事業年度について法第16条第11項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象課税事業年度につき同条第10項の規定の適用を受けるとき（(3)及び次号において「既に修正申告等があった場合」という。）は、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（次号(2)において「直近修正申告書等」という。）に基づき別表二付表二「6」の金額として計算される金額を記載すること。
 - (3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を消すこと。
- 3 「税 額 控 除 超 過 額 相 当 額（(1)－(5)又は当初申告税額控除超過額相当額）(7)」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 通算法人の対象課税事業年度について法第16条第10項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除く。）には、「(1)－(5)又は」を消すこと。
 - (2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき別表二付表二「7」の金額として計算される金額を記載すること。
 - (3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を消すこと。